

月刊

登記情報

分かりやすい誌面で登記関連実務をサポート

法窓一言 特別代理人による相続財産の表示の変更 畠山 新

登記基準点の認定制度導入に向けた取組 國吉正和

資料 登記基準点を不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことについて
(平20・6・12民二第1669号民事局長回答)

改正会社法施行規則・会社計算規則による登記実務への影響
金子登志雄

重要判例ナビ 東京高判平20・3・27
舟橋秀明

実務家による商業・法人登記Q & A (6)
商業法人登記総合研究5人委員会(担当:鈴木龍介)

動産・債権譲渡登記の現場Q & A (第2回)
動産・債権譲渡登記に関する証明書
東京法務局民事行政部動産登録課・債権登録課

根抵当権の確定と登記(3) 大野静香

最近の土地境界確定判決を散策する(第5回) 山口智啓

コンプライアンス道場(第24回) 升田 純

不動産表示登記詳論(各論第88回) 有馬厚彦

通達・回答 商業・法人登記

判決速報

- 位置指定を受けた私道の中央に設置された万年堀の隣地所有者による収去請求の可否(東京地判平21・1・30)
- ①会社法142条2項に基づいて供託された金員についての譲渡等承認請求者からの還付請求に対し、株式の売買価格について協議がなかったこと又は協議が調わなかったことを証する書面の提出がないことを理由に、同還付請求を却下した供託官の処分が適法であるとされた事例、②本件訴訟において、株式の売買価格についての協議がなかったこと又は協議が調わなかったことが証明されたとしても、上記却下処分は違法とはならないとされた事例(長野地判平19・10・26)

商業登記掲示板/不動産登記掲示板/土地家屋調査士の宝箱/裁判実務フォーラム

571

2009年6月号
49巻/6号

社団法人 金融財政事情研究会

実務家による 商業・法人登記 Q&A (6)



担当 鈴木龍介

一般社団法人商業登記倶楽部
商業法人登記総合研究5人委員会

神崎満治郎 (一般社団法人商業登記倶楽部
代表理事・主宰者)

金子登志雄 (E S G 法務研究会代表
司法書士)

鈴木 龍介 (司法書士法人鈴木事務所
司法書士)

山本 浩司 (司法書士)

(★初級、★★中級、★★★上級、★☆☆特別協議問題)

医療法人は、全国で現在約4万5000法人あり、会社以外の法人の中では比較の実務においても登場する機会が多いと思われます。

そこで、今回は医療法人について、これまで「商業登記倶楽部」の『実務相談室』で取り上げられたものをベースに、登記に関連する諸問題を整理してみました。

なお、本稿は、特段の断りがない限り、実務上、大多数を占める1つの都道府県にのみ病院や診療所を設ける社団である医療法人を念頭としています。

Q1 医療法人の名称 ★

医療法人の名称には、必ず「医療法人」や「医療法人社団」といった文字を使用しなければなりませんか。

A 医療法人の名称については、医療法上必ずしも「医療法人」や「医療法人社団」といった文字を使用することは義務づけられていません。

なお、医療法人でないものが「医療法人」という名称を使用することはできません(医療法40条)。

解説

1 名称の意義

医療法人の名称は、定款の必要的記載事項であって(医療法44条2項2号)、登記事項です(組合等登記令1条、2条2項2号)。

医療法人の名称は、法人自体の名称ですから、運営する病院・診療所(以下「病院等」という)の名称と同一である必要はありません。医療法人の名称を「医療法人社団〇〇会」とし、病院等の名称を「□□医院」とそれぞれ別の名称としているケースが多いようですが、法人の名称と病院等の名称が同一でも差し支えありません。ちなみに、病院等の名称も登記事項であり(組合等登記令2条2項1号)、登記簿の「目的区」の「目的等」に登記されます(各種法人等登記規則(附録)別表(各種法人等登記簿))。

2 他の法人における名称の制限

医療法人は、学校法人、宗教法人、社会福祉法人と同様に、その名称中に〇〇法人といった文字を使用することは要しませんので、単に「〇〇会」という名称の医療法人も存在し、これは登記の遺漏等による間違いということではありません。

一方、司法書士法人等の資格者法人や一般社

団・財団法人は、法律上その名称中に〇〇法人といった文字を使用しなければなりません（司法書士法27条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律5条1項等）。

3 登記上の制限

既存の医療法人と事務所を同一とする同一名称の法人の登記は、会社と同様に受理されません（組合等登記令25条／商業登記法27条準用）。

4 名称に関する都道府県知事の指導

医療法人の名称については、①誇大な名称（「セントラル」、「〇〇センター」等）、②国名、都道府県名、市区町村名を冠した名称、③既存の医療法人と類似する名称、④営利法人が経営しているとの誤認を与える名称の使用は避けるよう都道府県知事から指導されるケースがあります。

5 名称変更の登記等手続

医療法人の名称は、定款の必要的記載事項であり、その変更の効力発生には、社員総会における変更決議を行った上で、都道府県知事の認可を受ける必要があります（医療法50条1項）。当該変更については、都道府県知事からの認可書が到達した時にその効力が生じ、その日から2週間内に名称の変更登記をしなければなりません（組合等登記令3条1項）。

名称の変更登記の申請書には、①定款、②社員総会議事録等、③認可書（以上、組合等登記令17条1項）及び代理権限を証する書面（組合等登記令25条／商業登記法18条準用）を添付します。

なお、名称の変更登記に限りませんが、医療法人の登記に係る登録免許税は、登録免許税法にこれを納付する規定がないことから、非課税となります（登録免許税法2条参照）。

Q2 医療法人の主たる事務所 ★

医療法人の「主たる事務所」とは何でしよ

うか。

A

医療法人の「主たる事務所」とは、医療法人が病院等を運営するための事務の拠点となる場所をいいます。

解説

1 「主たる事務所」の意義

医療法人の事務所とは、法人の事務運営を行う場所を指します。事務所の所在地は定款の必要的記載事項であり（医療法44条2項4号）、その所在場所は登記事項です（組合等登記令1条、2条2項3号）。医療法上、「事務所の所在地」は最小行政区画まで定めれば足りませんが、実務上はその所在場所まで定めることが一般的です。

医療法人が複数の事務所を有する場合には、そのすべてが定款の記載事項であり、その場合「主たる事務所」を定める必要がありますが、法人の事務所が1つのみの場合には、それが「主たる事務所」ということになります。

2 病院等との違い

病院等とは、医師又は歯科医師が実際に医業を行う場所を指します（医療法1条の5）。1つの病院等のみを運営する医療法人では主たる事務所と病院等とが同一の所在場所であることも珍しくありませんが、あくまで両者は別の概念です。

なお、病院等の開設場所も定款の必要的記載事項であって（医療法44条2項3号）、登記事項です（組合等登記令1条、2条2項1号）。それは、登記簿の「目的区」の「目的等」に登記されます（各種法人等登記規則（附録）別表（各種法人等登記簿））。

3 主たる事務所移転の登記等手続

医療法人が定款変更を行う場合、原則として都道府県知事の認可を受けなければなりません（医療法50条1項）。「主たる事務所」の移転については、他の都道府県に移転する場合を除き、定款変更の認可を受けることなく、定款変更後の届出のみで足りるとされています（医療

法施行規則32条の2)。主たる事務所の移転の手続としては、社員総会による定款変更決議を行い、主たる事務所の移転登記を申請する必要があります。

医療法人が管轄登記所の区域内において主たる事務所を移転する場合には、その移転した旨の登記をすれば足りますが（組合等登記令3条1項）、管轄登記所の区域外へ移転する場合には、旧所在地においては移転した旨、新所在地においては設立登記と同一の事項、法人成立の年月日、主たる事務所を移転した旨及びその年月日を登記しなければなりません（組合等登記令4条、25条／商業登記法53条準用）。主たる事務所を管轄登記所の区域外へ移転した場合の新所在地における登記の申請は、会社と同様に旧所在地を管轄する登記所を経由し、かつ旧所在地における申請と同時にしなければなりません（組合等登記令25条／商業登記法51条1項準用）。

主たる事務所の移転の登記の申請書には、管轄登記所の区域内の移転及び管轄登記所の区域外へ移転した場合の旧所在地においては、①定款、②定款変更、所在場所決定に係る社員総会議事録等、③他の都道府県に移転する場合の認可書（以上、組合等登記令17条1項）、④代理権限証書（組合等登記令25条／商業登記法18条準用）を添付します。管轄登記所の区域外へ移転した場合の新所在地においては、代理権限証書以外の添付を要しません（組合等登記令25条／商業登記法51条3項準用）。

Q3 医療法人の役員の任期 ★★

医療法人の役員の任期はどのようになっていますか。

A

現医療法における医療法人の役員の任期は、原則として定款の定めに従

いますが（医療法44条2項6号）、2年を超えることはできません（医療法46条の2第3項）。

解説

1 医療法人の役員

医療法人は、原則として理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません（医療法46条の2第1項）。そして、理事の中から1人を理事長としなければなりません。医療法人の役員は、必ずしも医師や歯科医師である必要はありませんが、理事長は、都道府県知事の認可がある場合を除き、医師又は歯科医師でなければなりません（医療法46条の3第1項）。

医療法人は、組合等登記令の適用法人であることから（組合等登記令1条）、役員に関する登記事項は、代表権を有する者すなわち医療法人の理事長の氏名、住所及び資格ということになります（組合等登記令2条2項4号）。なお、代表権のない理事や監事は登記事項ではありません。

2 医療法人の役員の任期

(1) 実務の取扱い

医療法人の役員の任期は、医療法上2年以内となっていますが、厚生労働省が公表しているモデル定款において「2年とする」となっていることから、現医療法下のほとんどの医療法人が2年の確定任期を定款に定めているのが実情です（医療法附則（平成18年6月21日法律第84号）9条1項参照）。

(2) 旧法の取扱い

現医療法施行前までは、役員の任期が法定されていませんでした。そこで、定款において「任期満了後も後任者の就任まで職務を行うものとする」旨の定めが設けられている場合には、役員の任期は後任者の就任の時までという取扱いがなされていました（昭33・3・11民甲第478号民事局長心得回答）。

(3) 経過措置

現医療法施行の際に現に役員である者の任期は、現医療法施行の際における当該役員の任期

としての残任期間と同一期間とされるという経過措置が設けられていることから（医療法附則（平成18年6月21日法律第84号）11条）、現医療法施行に伴う変更前の定款に役員の任期の定めがある場合はその定めに従うことになります。ただし、変更前の定款で役員の任期について定めがない場合には、結果として無期限ということになり、民事局も同様の見解を示しています（商業登記倶楽部実務相談室2008・3・4[2270]）。

Q4 理事長の変更登記の添付書面 ★★

医療法人の理事長の就任登記の申請書に添付する医師又は歯科医師（以下「医師等」という）であることを証する書面（以下「資格証明書」という）とは具体的には何ですか。

A

資格証明書として、理事長が医師等である場合には、医師等免許証の写しを添付します。

都道府県知事の認可に基づき医師等でない者が理事長に就任する場合には、当該認可書を添付します（平15・4・22民商第1223号商事課長通知）。

解説

1 資格証明書の添付の必要性

医療法人の理事長は、都道府県知事の認可がある場合を除いて、医師等でなければなりませんので（医療法46条の3第1項）、理事長の就任登記には医師等であることを証する資格証明書を添付します。重任の場合にも、改めて資格証明書の添付が必要であるかということですが、重任時に医師等の資格を有していることを確認する意味で添付します。これは株式会社における会計監査人の重任登記の際にもその資格証明書（商業登記法54条2項2号・3号）を添付しなければならないということと同じ趣旨です。

2 添付する資格証明書

資格証明書としての医師等免許証は、あくまで写しを添付すれば足り、原本の提示等は不要です。実務の現場では、単に医師等免許証のコピーで足りるとする法務局と、株式会社の設立等の場面で、預金通帳のコピーを合綴する払込みがあったことを証する書面に代表取締役が押印し、証明するのと同様に、理事長による原本に相違ない旨の証明を求める法務局とがあるようですので、留意ください。

3 理事長の変更登記の添付書面

理事長の就任登記の申請書には、代理権限を証する書面（組合等登記令25条／商業登記法18条準用）と資格証明書のほか、おおむね以下の書面を添付します（組合等登記令17条1項）。ちなみに組合等登記令17条1項では、「その事項の変更を証する書面を添付しなければならない」とあるのみで、商業登記法のような添付書面についての具体的な規定はありません。

① 定款

理事長の前提資格となる理事及び理事長が定款所定の方法に従い選任等されたことを証するために定款を添付します。

② 理事の選任を証する書面

定款の定めに基づく理事の選任機関による選任を証する書面を添付します。一般的には社員総会議事録がこれに当たります。

③ 理事長の選定を証する書面

定款の定めに基づく理事長の選定機関による選定を証する書面を添付します。一般的には理事会議事録がこれに当たります。

④ 就任を承諾したことを証する書面

法人与理事長とは委任関係にあることから、被選定者が就任を承諾したことを証する書面を添付します。理事会等の席上で被選定者が就任を承諾し、その旨が議事録等の記載から明らかであれば、その記載を援用することができます。

理事長の就任を承諾したことを証する書面に

押印された印鑑については、会社の場合と異なり、印鑑証明書の添付は要しません（各種法人登記規則5条における商業登記規則61条2項・3項の非準用）。

なお、実務上、理事長の前提資格となる理事の就任を承諾したことを証する書面の添付を要しないとされる場合もあるようですが、理事の選任を証する書面を添付することを踏まえたと、理事の就任を承諾したことを証する書面を添付することが相当であると考えます。

⑤ 印鑑証明書

会社の場合と同様に、原則として理事長を選定した理事会議事録等には、理事会等に出席した理事の、いわゆる個人の実印を押印し、印鑑証明書を添付します。ただし、変更前の理事長が当該議事録等に法務局への届出印を押印した場合には、印鑑証明書の添付は要しません（各種法人等登記規則5条／商業登記規則61条4項準用）。

⑥ 退任を証する書面

前理事長の退任を証する書面として、辞任届、死亡届や理事の任期満了退任に伴う資格喪失の場合には定款、又はその旨の記載ある社員総会議事録等を添付します。

Q5 資産の総額の変更登記① ★★

医療法人の登記事項である「資産の総額」について債務超過となっている場合には、どのように登記をすればよいでしょうか？

A 債務超過の場合には、「資産の総額 金0円（債務超過額金何円）」のとおりに登記することになります（昭54・2・10民四第838号民事局第四課長回答）。

解説

1 「資産の総額」の意義

資産の総額とは、積極財産（資産の部）から消極財産（負債の部）を控除した

正味財産（純資産）をいいます（昭39・8・15民甲第2860号民事局長回答）。

2 「資産の総額」の変更登記

医療法人の「資産の総額」は、登記事項であり（組合等登記令1条、2条2項6号別表1）、その変更が生じるたびに登記すべきであるとも解されますが、日々恒常的に変動するものであることから、それは現実的ではありません。そこで、医療法人は、毎会計年度終了後2か月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書等を作成しなければならないとされていることから（医療法51条1項）、毎会計年度末日現在の資産の総額を登記すれば足り、登記期間はその会計年度末日から2か月以内とされています（組合等登記令3条3項）。

なお、登記の変更年月日は、当該法人の会計年度の末日となります。

3 「資産の総額」の変更登記の添付書面

資産の総額の変更登記の申請書には、資産の総額に変更があったことを証する書面（組合等登記令17条1項）として、医療法人の財産目録や貸借対照表を添付します。本来、資産の総額が確認された社員総会議事録等に添付された財産目録を添付すべきですが、監事が証明した財産目録でも差し支えないとされています（登記研究529号163頁）。この場合、監事は登記事項でないため証明者が監事であることが登記上判明しませんが、監事であることを証する書面の添付は要しません（昭40・2・19民四第61号民事局第四課長回答）。

Q6 資産の総額の変更登記② ★★★

医療法人の登記事項である「資産の総額」について、その計数の変動がない場合にも登記が必要でしょうか？

A

登記された資産の総額と、その後に到来した会計年度末日の資産の総額とが同額である場合には、資産の総額に変更が生じていませんので変更登記は要しません。

解説

1 「資産の総額」の変動と変更登記

資産の総額は毎会計年度変動するのが通常であり、変動があれば会計年度終了後2か月以内に変更登記をしなければなりません。資産の総額は、株式会社の資本金の額と異なり、法人としての意思や直接的行為により変動するものではなく、その登記は一定期間における計数変動の結果を報告的に公示し、債権者等の利害関係人を保護するという、株式会社のいわゆる決算公告（会社法440条）に近い性質を有するものといえます。

なお、当該変更登記を懈怠している例が散見されますが、登記懈怠については、会社と同様に過料の対象となります（医療法76条1号）。また、都道府県知事からの指導等の対象にもなりますので医療法人に関与する場合には留意ください。

2 「資産の総額」に変動がない場合と登記

資産の総額が変動しないケースとして、設立直後に会計年度末日が到来し何ら動きがなかった場合や、偶然にも資産の総額が前会計年度のものと一致した場合等が想定されますが、資産の総額に変更がない以上は、変更登記は要しないという結論になります。

例えば、現時点で登記された資産の総額と平成21年度末日のそれとが同額で、翌平成22年度に変動があった場合、資産の総額の変更登記について平成21年度は登記することなく、平成22年度に登記することとなります。平成22年度の登記申請には、平成21年度に登記を行わなかったことが恣意的な中間省略ではないことを明らかにするため、資産の総額に変動がなかった平成21年度の財産目録等も添付しておいた方が、登記官の無用な誤解を回避できるでしょう。

3 過年度の財産目録等が添付できない場合

資産の総額の変更登記が必要であるにもかかわらず、長期にわたって資産総額の変更登記を懈怠し、資料の散逸等の理由から過年度の財産目録等が添付できない場合、直近の事業年度末日の資産総額の変更のみを登記すべき事項とする申請が可能であるかは議論のあるところですが、かかる申請が受理されないことになると、当該法人は以後、資産総額の変更登記をできなくなることや、資産の総額の登記が報告的公示の登記であることを踏まえて、登記申請自体は受理せざるを得ないという見解もあります（立花宣男＝岩切雅人『Q&Aここから始める法人登記』296頁）。いずれにしても、本件のようなケースについては、管轄する都道府県、法務局と協議の上、対処すべきでしょう。

（すずき りゅうすけ）

ご質問募集のご案内

本連載では、商業・法人登記に関するご質問を募集しております。

ご質問ございましたら、下記まで電子メール、ファックス、封書にてお寄せ下さい。
宛先：

〒160-0007

東京都新宿区荒木町2-3

（社）金融財政事情研究会「登記情報」あて
FAX：03-3355-3763

電子メール：touki@kinzai.or.jp

なお、回答は誌上で行いますので、多くの方に関係する質問内容を優先させていただきます。ご了承ください。

（編集部）